

四 振替社債等の発行者に送達する差押通知書にあつては、前号の振替社債等につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履行をすべき旨

五 法第七十三条の二第一項に規定する振替機関等に送達する差押通知書にあつては、第三号の振替社債等につき振替社債等の振替又は抹消を禁ずる旨

(船舶等の航行許可申立書の記載事項)

第三十一条 法第七十条第五項(差押に係る停泊中の船舶又は航空機の航行の許可)の規定によつて航行の許可の申立は、滞納者並びに交付要求する

えの手續及び効力発生時期に規定する差押通知書には、次の事項を記載しなければならぬ。
一 滯納者の氏名及び住所又は居所
二 第一項第一号に掲げる事項
三 差し押さえる替社債等の種類及び額又は

二 差押に係る国税の年度 税目、納期限及び
金額

二 差押財産の名称、数量、性質及び所在

法第七十三条第一項（電話加入権等の差押手
続）に規定する差押通知書には、前項各号に掲
げる事項並びに滞納者の氏名及び住所又は居所
を記載しなければならない。

去第百七十三条の二第一項（辰替支責等の差押

第三十条 法第六十一条第一項（不動産の差押手続）（不動産の差押書等の記載事項）
（法第七十条第一項（船舶又は航空機の差押手続）（法第七十条第一項（船舶又は航空機の差押手続）において準用する場合を含む。）又は法第七十二条第一項（特許権等の差押手続）に規定する差押書には、次の事項を記載しなければならない。

二 滞納者の氏名及び住所又は居所
2 取り上げた証書の名称その他必要な事項
前項の場合において、同項の証書の取上げに際し、差押調査又は捜索調査を作成するときは、これらの調査書に同項第二号に掲げる事項を附記して同項の調査書の作成に代えることができる。
(差し押えた債権の弁済の委託に関する手続)
第二十九条 法第六十七条第四項ただし書(差し押えた債権の弁済の委託)の規定による滞納者の承認を受けた第三債務者は、その承認を受けたことを証する書面を徴収職員に提出しなければならない。

二 持分の払戻しの請求をしようとする旨
(給料等の差押禁止の基礎となる金額)

第三十四条 法第七十六条第一項第四号(給料等の差押禁止の基礎となる金額)に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間一月ごとに十万円(滞納者と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千円を加算した金額)とする。

第三十三条 法第七十四条第一項（差し押された持分の払戻請求の手続）
持分の払戻しの請求の規定による請求は、次の事項を記載した書面でしなければならない。

一 満納者の氏名及び住所又は居所

二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 払戻し（法第七十四条第一項に規定する譲受けを含む。以下次項において同じ。）を請求する持分の種類及び口数

四 次項の書面を発した年月日

法第七十四条第二項の予告は、次の事項を記載した書面でしなければならない。

をした者及び抵当権その他の権利を有する者が、次的事項を記載して連署した書面でしなければならない。

一 申立てに係る船舶又は航空機の名称、数量、性質及び所在並びに差押年月日

二 航行を必要とする理由
(自動車、建設機械又は小型船舶の差押えに関する手続)

第三十二条 第三十条(不動産の差押書等の記載事項)の規定は、法第七十一条第一項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)の規定による自動車、建設機械又は小型船舶(同項に規定する自動車、建設機械又は小型船舶をいう。以下同じ。)の差押えについて、第二十三条から第二十六条の二まで(差押動産等の管理・第三者者が占有する動産の引渡命令書の記載事項等)の規定は、法第七十一条第三項の規定による自動車、建設機械又は小型船舶の占有について、前条の規定は、法第七十一条第六項の規定による自動車、建設機械又は小型船舶の運行、使用又は航行の許可の申立てについてそれぞれ準用する。

四 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う
小規模企業共済法（昭和四十一年法律第百二
号）第二条第二項（定義）に規定する共済契
約（小規模企業共済法及び中小企業事業団法
の一部を改正する法律（平成七年法律第四十
四号）附則第五条第一項（旧第二種共済契約
に係る小規模企業共済法の規定の適用につい
ての読み替規定）の規定により読み替えられ
た小規模企業共済法第九条第一項各号（共済金
に掲げる事由により共済金が支給される
こととなるものを除く。）に関する制度

五 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和
三十六年法律第百五十五号）に規定する独立
行政法人福祉医療機構が行う退職金共済に關
する制度

六 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第
百三十五号）に規定する石炭鉱業年金基金が
行う年金の支給又は退脱を支給理由とする一
時金の支給に関する制度

（社会保険制度に基づく給付等）

第三十五条 法第七十七条第一項（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）に規定する政令で定める退職年金は、法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約（次項及び第四項において「適格退職年金契約」という。）に基づいて支給される退職年金とする。

3 法第七十七条第二項に規定する政令で定める制度は、次に掲げる制度とする。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が行う退職金共済に関する制度

二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条第一項若しくは第二項（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条第一項（外地関係共済組合に係る年金の支給）又は第七条の二第一項（旧共済組合員に対する年金の支給）の規定に基づく年金又は一時金の支給に関する制度

三 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う退職金共済に関する制度

九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び次項第二号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会が行う存続連合会老齢給付金の支給に関する制度及び同条第十五号に規定する連合会が行う平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定に基づく年金又是一時金の支給に関する制度

（特例通算退職年金の支給）に規定する特例通算退職年金又は平成三十三年改正前平成十三年統合法附則第四十四条第一項若しくは第六項（特例老齢農林年金の支給）に規定する特例老齢農林年金に係るものに限る。）の支給に該する制度

八
七
独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）に規定する独立行政法人農業者年金基金が行う年金又は脱退一時金の支給に関する制度

八
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）。以下この号において「平成十三年統合法」という。附則第二十五条
第三項（存続組合の業務等）に規定する存続組合が行う平成十三年統合法附則第三十条
第一項（特例一時金の支給）に規定する特例一時金（同項第一号に掲げる者に支給される厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号）による改正前の平成十三年統合法（以下この号において「平成三十年改正前平成十三年統合法」という。）附則第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項若しくは第二項（特例退職年金の支給）に規定する特例退職年金（平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十九条第一項若しくは第五項（特例減額退職年金の支給）に規定する特例減額退職年金、平成三十年改

3 法第八十七条第二項（参加差押えの効力）の規定により税務署長が動産（法第五十八条第一項（第三者者が占有する動産等の差押手続）に規定する動産で差し押さえたものに限る。）を参加差押えをした行政機関等に引き渡した場合は、当該動産に関する法第五十九条第一項又は第三項（引渡命令を受けた第三者の権利の保護）（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当を受けることができる権利は、当該行政機関等に対して行使することができる。

4 前項の規定は、法第七十一条第四項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）において準用する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用を受ける自動車、建設機械又は小型船舶について準用する。（参加差押えの解除の請求手続）

第四十二条 第三十七条（交付要求の解除の請求手続） の規定は、法第八十八条第一項（参加差押えの制限、解除等）において準用する法第八十五条第一項（交付要求の解除の請求）の規定による請求について準用する。

第三節 財産の換価

（換価執行決定に関する手続等）

第四十二条の二 换価同意行政機関等（法第八十九条の二第三項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価同意行政機関等をいう。以下同じ。）は、同項の規定による告知を受けた場合において、差し押さえた不動産（換価執行決定がされたものに限る。第三項において同じ。）につき当該換価執行決定前に交付要求書又は「以上の参加差押書の交付を受けているときは、これらの書類（これらの書類を引き渡すことができないときは、その写しとする。次項において「交付要求書等」という。）を、換価執行税務署長（同条第四項に規定する換価執行税務署長をいう。以下同じ。）に引き渡さなければならない。前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された交付要求書等に係る交付要求書類は、当該行政機関等に提出されたもののみなす。）

3 挪帯同意行政機関等は、差し押された不動産につき強制執行・仮差押えの執行若しくは担保権の実行としての競売（以下この項において「強制執行等」という。）が開始されたとき、又は強制執行等の申立てが取り下げられたとき、若しくは強制執行等の手続が取り消されたときは、速やかに、その旨の換価執行税務署長に対する通知その他強制執行等の実施に伴い必要な事務を行わなければならない。

4 滞納者の不動産（換価執行決定がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合における法第八十二条（交付要求の手続）、第八十四条（交付要求の解除）及び第八十六条（参加差押えの手続）の規定の適用については、法第八十二条第一項中、「執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百四条第一号（租税政機関等）第八十九条の二第一項（参加差押えの手続）の規定による請求権）の交付要求を行なう場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所」第八十四条第二項（交付要求の解除）とあるのは「換価執行行政機関等の請求権の届出」に掲げる請求権に係る税務署長による換価執行決定をした行政機関等をいう。第八十四条第二項（交付要求の解除）及び第八十六条第一項（参加差押えの手続）と、法第八十四条第二項中「執行機関」とあり、及び法第八十六条第一項中「滞納処分をした行政機関等」とあるのは「換価執行行政機関等」とする。

6 差し押された不動産につき換価執行決定がされた場合における法第二百二十九条（配当すべき金銭）及び第一百二十九条（配当の原則）の規定の適用については、法第二百二十九条第一項第四号中「金銭」とあるのは「金銭又は差し押された不動産（換価執行決定がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭」と、法第一百二十九条第二項中「交付要求」とあるのは「交付要求若しくは差押え」とする。

（換価執行決定の取消しに関する手続等）

第四十二条の三 法第八十九条の三第一項第一号（換価執行決定の取消し）に規定する政令で定めるものは、換価同意行政機関等の滞納処分による差押え（以下この項において「旧差押え」という。）が解除された場合において、当該換価同意行政機関等による参加差押えにつき法第八十七条第一項（参加差押えの効力）の規定により差押え（第一号及び第三号において「新差押え」という。）の効力が生ずるとき（次に掲げる場合を除く。）における当該旧差押えとす

る。

一 新差押えに係る不動産につき強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている場合

二 当該参加差押えよりも先にされた交付要求がある場合

三 旧差押えが解除される前に当該旧差押えに係る不動産を換価したとすれば消滅する権利で、新差押えに係る不動産の換価に伴い消滅しないものがある場合

法第八十九条の三第一項第四号に規定する政令で定めるときは、特定参加差押えをいう。以下同じ。）に係る滞納者につき換価の執行をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあると認めるときとする。

3 法第八十九条の三第二項第四号に規定する政令で定めるときは、特定参加差押えに係る国税につき国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予の要件等）の規定による納税の猶予又は法第二百五十五条第一項若しくは第五十一条の二第一項（換価の猶予の要件等）の規定による換価の猶予をしたとき、その他これらに類するものとして換価執行税務署長が換価執行決定の取消しを相当と認める事由があるときとする。

4 換価執行税務署長は、法第八十九条の三第一項又は第二項の規定により換価執行決定を取り

<p>5 前項の規定による引き渡しがあつた場合には、その引き渡された同項の表の第一号の中欄に規定する交付要求書等又は同表の第二号の中欄に規定する参加差押書に係る交付要求をした行政機関等は、その交付要求をした時に、同表の各号の中欄に掲げる書類は、当該行政機関等に提出されたものとみなす。</p>	<p>一 法第八十その交付要求書等（交付要項又は第二項きないときは、その写しと欄に掲げる場合を除く。）の規定により換価執行決算を取り消す場合（次号の上欄に掲げた法第八十の規定により換価執行決定（その換価執行決定に係る差押え及び特定参加差押えに係る部分に限号において同じ。）の解除に係る部分の規定により換価執り押しの効力を生ずべり差押書を除くものとし、参加力が生ずべきないときは、その写しとする。）及び差押関係書類等の下欄に掲げる行政機関等に対し交付要求をしたものとみなし、その引き渡された同表の各号の中欄に掲げる書類は、当該各号の下欄に掲げる行政機関等に引き渡さなければならぬ。</p>
<p>二 法第八十その参加差押書（その特定差押え（同号に規定する特定差押えをいう。以下このえの解説により換価執り押しの効力を生ずべり差押書を除くものとし、参加力が生ずべきないときは、その写しとする。）及び差押関係書類等の下欄に掲げる行政機関等に対し交付要求をしたものとみなし、その引き渡された同表の各号の中欄に掲げる書類は、当該各号の下欄に掲げる行政機関等に引き渡さなければならぬ。</p>	<p>九条の三第一号に定差押えをいう。以下このえの解説により換価執り押しの効力を生ずべり差押書類のうち滞納処分に係る必要なものをいう。次号において同じ。）</p>

は、担保の提供に関し必要となる書類として
国税通則法施行令第十六条（担保の提供手
続）の規定により提出すべき書類

法第二百五十五条の二第三項に規定する政令で
定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百五十五条の二第一項の国税を一時に
納付することにより事業の継続又は生活の維
持が困難となる事情の詳細

二 納付すべき国税の年度、税目、納期限及び
金額

三 前号の金額のうちその納付を困難とする
金額

四 当該猶予を受けようとする期間

五 猶予に係る金額を分割して納付する場合の
各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超
え、かつ、猶予期間が三月を超える場合に
は、提供しようとする国税通則法第五十条各
号（担保の種類）に掲げる担保の種類、數
量、価額及び所在（その担保が保証人の保証
であるときは、保証人の氏名及び住所又は居
所）その他担保に関し参考となるべき事項
(担保を提供することができない特別の事情
があるときは、その事情)

3 法第二百五十二条第一項に規定する政令で定め
る額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる
額を控除した残額とする。

二 納付すべき国税の金額

法第二百五十二条第一項又は第二百
五十五条の二第一項の規定による換価の猶予
をしようとする日の前日において滞納者が有
する現金、預貯金その他換価の容易な財産の
価額に相当する金額からその者の次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除し
た残額

イ 法人 その事業の継続のために当面必要
な運転資金の額

ロ 個人 その者及びその者と生計を一にす
る配偶者その他の親族（その者と婚姻の届
出をしていないが事実上婚姻関係と同様の
事情にある者及び当該事情にある者の親族
を含む。）の生活の維持のために通常必要
とされる費用に相当する金額（その者が負
担すべきものに限る）並びにその者の事
業の継続のために当面必要な運転資金の額
法第二百五十二条第四項において読み替えて準
用する国税通則法第四十六条の二第四項に規定

する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 猶予期間の延長を受けようとする国税の年
度、税目、納期限及び金額

二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付
することができないやむを得ない理由及びそ
の猶予期間の延長を受けようとする期間
の猶予期間の延長を受けようとする期間

三 第二項第五号及び第六号に掲げる事項

第五十四条 削除

第二節 保全担保及び保全差押え

(保全担保の提供命令の手続)

第五十五条 法第一百五十八条第一項（保全担保の
提供命令）の規定による命令は、次の事項を記
載した書面でしなければならない。

一 提供されるべき国税の税目及び金額

二 提供すべき担保の種類

三 担保を提供すべき期限

前項第三号に掲げる期限は、同項の書面を發
する日から起算して七日を経過した日以後の日
としなければならない。ただし、納税者につき
國税通則法第三十八条规定各号（繰上請求）
の一に該当する事実が生じたときは、この期限
を繰り上げることができる。

(保全差押えに関する手続)

第五十六条 法第一百五十九条第三項（保全差押
え）の書面には、次の事項を記載しなければならな
い。

一 法第一百五十九条第一項の規定により決定し
た金額

二 前号の金額の決定の基団となつた国税の年
度及び税目

第五十七条 削除

第七章及び第八章 削除

第五十八章から第六十五章まで 削除

第九章 雜則

第六十六条から第六十八条まで 削除

(国税局長又は税關長が徵収する場合の読替規
定)

**第六十九条 国税局長が國税通則法第四十三条第
三項若しくは第四十四条第一項（徵収の引継
ぎ）又は法第一百八十一條第二項若しくは第三項
若しくは第八百八十三条第三項（滞納処分の引継
ぎ）の規定により、徵収の引継ぎ又は滞納処分
の引継ぎを受けた場合におけるこの政令の規定
の適用については、「稅務署長」又は「稅務署」
であるのは、「国税局長」又は「国税局」とす
る。)**

2 税関長が国税通則法第四十三条第一項ただし書(税関長による徵収)の規定により徵収する場合又は同条第四項若しくは同法第四十四条第一項若しくは法第百八十三条第二項若しくは第四項の規定により徵収の引継ぎ若しくは滯納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの政令の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関長」又は「税關」とする。

(財務省令への委任)

第七十条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のための手続その他これら執行に関する必要な細則は、財務省令で定める。

附 則 **抄**

1 月一日から施行する。

附 則 **(昭和三十六年三月三〇日政令第五一号)**

この政令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 **(昭和三七年四月二日政令第一三六号)** **抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 **(昭和四〇年三月三一日政令第九九号)** **抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

第三条 (国税徵収法等の一部改正に伴う経過規定)
法令の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第九条の規定による改正後の国税徵収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第七十七条及び第一条の規定による改正後の国税徵収法施行令第三十五条の規定は、施行日以後にされる差押えについて適用し、同日前にされた差押えについては、なお従前の例による。

附 則 **(昭和四一年三月三一日政令第八四号)** **抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 **(昭和四二年五月三一日政令第八一号)**

この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。
附 則（昭和四二年九月一日政令第二七
六号）抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年四月二七日政令第六
六号）
この政令は、昭和四十七年五月一日から施行する。
附 則（昭和四八年四月七月政令第五三
号）抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

第一 条（昭和五二年三月三一日政令第四
六号）
この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年一月一八日政令第五
号）
この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年三月三一日政令第五
七号）
この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年三月三一日政令第六
七号）
この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月一一日政令第
三四二号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十一年一月一日）から施行する。

附 則（昭和六三年三月三一日政令第六
九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月三〇日政令第六
三六一號）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二年九月二七日政令第二八
五号）
この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。

条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条
条の規定 令和四年五月一日
附 則 (令和五年三月三一日政令第一四)
四号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、令和六年一月一日から施行す
る。

附 則 (令和六年三月三〇日政令第一五)
○号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十四条」を「第十四条の二」に改める部分を除く。）、第 四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十 三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。